

議案第 6 8 号

亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について

亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 8 月 2 7 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する
条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

亀山市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年亀山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第33条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第46条を第47条とし、第45条を第46条とし、第44条を第45条とし、第43条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。